

# 斎場使用料の改定についてのお知らせ

本組合では、平成17年から斎場使用料が据え置きとなっており、火葬を執行するための1体あたりの経費と斎場使用料とのかい離が大きいことから、斎場使用料の見直しを行いました。(参考：大人1体当たりの火葬経費36,466円〔令和4年度実績〕)

受益者負担の公平性を踏まえ、負担割合と改定上限率を考慮し、4月1日の斎場使用分から下記表のとおり改定します。

## 記

### (1) 実施期間 令和6年4月1日(月)斎場使用分から

※3月中の申請であっても4月に使用する場合は改定後の斎場使用料となります。

### (2) 斎場使用料金表

(単位：円)

区 分	圏 域 住 民		圏 域 外 住 民	
	現 行	改 定 後	現 行	改 定 後
大人(15歳以上) 1体あたり	10,000	15,000	20,000	30,000
小人(15歳未満) 1体あたり	8,000	12,000	16,000	24,000
死 産 児 1体あたり	5,000	7,500	10,000	15,000
改 葬 1体あたり	5,000	7,500	10,000	15,000
そ の 他	5,000	7,500	10,000	15,000
小動物の死体 1体あたり	7,000	9,000	10,000	15,000

※圏域住民とは、大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町に住所を有する方です。